【セービング BOX 段ボール預かり型サービス申込約款】

第1章 総則

第1条(本約款等の遵守)

1.本件サービスの申込者(以下、「甲」とします)は、本約款ならびに本約款に付随する全ての規約、

規則、ガイドラインおよびその他これらに準ずるものを遵守するものとします。

2.本約款は、甲と株式会社大塚商会(以下、「乙」とします)との間における本件サービスの諸条件を 定めるものとします。

3. 乙は、本約款を甲の承諾なく変更することがあります。当該変更内容(料金その他の提供条件を含みま す) は、インターネット上の乙所定のウェブページ内に掲示されるか、または、甲に通知されたときか ら効力を生じるものとします。なお、乙が甲に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合で あっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第2条(定義)

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

1. 「本件サービス」とは、第4条所定のサービスを指します。

2. 「本約款」とは、この「セービング BOX 段ボール預かり型サービス申込約款」を指します。

3. 「申込書」とは、「セービング BOX 段ボール預かり型サービス申込書」を指します。

4. 「対象物」とは、甲が本件サービスの対象とした、甲の保有する文書を指します。

第3条(契約成立)

1. 甲は、乙に対し本件サービスの委託をするときは、申込書に記名・捺印の上、その原本を乙に提出 するものとします。乙が申込書の記載内容を確認し、申込に対し承諾することにより、本件サービス にかかる契約(以下、「本契約」とします)が成立するものとします。

2. 本契約には本約款が適用されるものとします。

第2章 サービス内容等

第4条(サービス内容)

本件サービスは、乙が、甲の文書を防災・セキュリティ対策を施した倉庫で預かるサービスです。 甲は、乙に対し、専用 Web サイトより文書の倉庫への預け入れ、倉庫からの取り寄せを指示することが できます。

第5条(甲の義務)

甲は、対象物を乙に引き渡す際には、対象物を乙指定の箱に密封した状態で引き渡すものとします。 第6条(委託禁止品目)

1.甲は、以下の各号の品目を、本件サービスの対象として、乙に委託してはならないものとします。

(1) 文書以外(電磁式または光学式記録媒体)の物品

(2) 爆発物等の危険物、腐敗物、備品・施設等を変質・破損させる可能性のある物品 (薬品が付着した物品等)

(3) 発火の可能性のある物品(油が付着した物品、マイクロフィルム(セルロイド)、 大量のプラスチック等)

(4) 公序良俗に反する書類・区画等(保有等が法に抵触するもの)

(5) その他本件サービスに適さない物品

2.前項の規定にも拘らず、委託禁止品目が混入・投入されていた場合、乙は対象物が収納された箱を 開封し、内規に従って返品等乙が適切と判断した対応およびそれによって生じた費用の請求を行うこと ができるものとします。ただし、文書の入った乙指定の箱に文書以外のもの(CD 等)が少量含まれて いる場合は、乙の判断により、お預かりすることがあります。

第7条 (乙の一般義務)

1.乙は、本件サービスを実施する上で甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する 甲の諸規則を遵守するものとします。

2.乙は、各種作業に従事する乙の担当者について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての 一切の義務を負い、また業務遂行に関する一切の指揮命令は乙が行うものとします。

3.前2項の定めは、次条の再委託の場合に準用するものとします。

第8条 (再委託)

1. 乙は、前条における本件サービスを、株式会社 NX ワンビシアーカイブズ(以下、「丙」とします)に 再委託 (第三者を介して再々委託することも含みます。以下同じ) できるものとし、甲はこれを承諾 します。また、甲は、丙が本件サービスの全部または一部を、さらに第三者に委託することをも、 予め承諾します。

2. 乙は、本件サービスの再委託の有無にかかわらず、本件サービスの履行について、甲に対し責任を 負うものとします。

第3章 料金

第9条(料金)

1. 本件サービスに対する対価(以下、「料金」とします)は、申込書記載の単価に、出来高数量を 乗じた金額をもって定めるものとします。

2. 土日配送等特殊対応を要する場合の料金は、別表1記載の通りとします。 第10条(支払)

料金の支払方法は、申込書記載の通りとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。 第11条(遅延損害金)

甲が乙に対する料金の支払を怠ったときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、 遅延した金額について、年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条(相殺)

甲および乙は、相手方の同意を得なければ、自己の債権と相手方に発生する債務とを相殺することが できないものとします。ただし、相手方に本契約の解除事由が発生したときは、この限りではない ものとします。

第4章 個人情報保護および秘密保持

第13条(個人情報保護)

甲および乙は、本件サービスの履行に際して知り得た相手方が保有する個人情報を、法令、官庁の 定めるガイドラインに従い、善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の履行目的以外に利用し ないものとします。

第14条(秘密保持義務)

甲および乙は、相手方が秘密である旨を示して開示した技術上、販売上その他業務上の秘密情報を、 本件サービスの履行完了後5年を経過するまでは秘密に保持するものとします。ただし、次の各号 のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外します。

- 1. 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずに公知となった情報
- 2. 開示を行った時点で既に受領者が保有している情報
- 3. 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 4. 受領者が独自に開発した情報

第5章 一般条項

第15条(契約解除)

- 1. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、 ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
- (1) 本約款に基づく債務であるか否かにかかわらず、甲または乙に対する債務を履行せず、
- 相当の期間を定めて催告を受けたのにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき (2) 振出し、裏書きし、もしくは引き受けた手形または小切手について、不渡処分を受け、手形
- 交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けたとき (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算
- 手続きに入ったとき (5) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (6) 資本の減少、事業の全部もしくは一部の休・廃止をなし、または会社が合併によらない解散の 決議をしたとき
- (7) 監督官庁より営業免許もしくは営業登録の取消しまたは営業停止の処分を受けたとき
- (8) 前各号の他、財産状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、 または本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき 2. 甲および乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して
- 負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。 3. 前各項にかかわらず、甲は 3 τ 月以上の予告期間をもって、書面で乙に通知することにより、本契約 を解約することができるものとします。

第16条 (反社会勢力の排除)

- 1. 甲および乙は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に関与もしくは利用 せず、反社会的勢力と取引を行わないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
- 2. 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、本契約の全部 または一部を解除できるものとします。

第17条(指害賠償)

- 1. 甲または乙は、本約款に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実の損害に つき賠償責任を負うものとします。
- 2. 前項にもかかわらず、乙の甲に対する損害賠償は、乙の故意または重過失による損害を除き、甲の 月間平均利用料金の 12 ヶ月相当額をもって、賠償金額の限度額とします。
- 3. 乙は、甲が荷造りした対象物で、その対象物が開封されていない場合は、対象物について生じた 一切の事象について、甲が乙の責に帰すべき事由によって生じたものであることを証明しない限り、 何らの責任を負わないものとします。

天災地変その他不測の事態の発生など乙および乙の再委託先の責に帰すことができない事由により、 本件サービスの全部または一部の履行が遅延または不能となったときは、乙は甲に対し、その遅延 または不能についての責任を負わないものとします。

第19条(権利義務の譲渡)

1. 甲は、本約款に基づく一切の権利及び義務を、乙の承諾なく第三者に譲渡または移転し、または 担保に供してはならないものとします。

2. 甲は、本約款における乙の地位が他の第三者に承継される場合、本件サービスの内容に変化がない 限り、意義を述べないものとします。

第20条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、第2条に定める申込書提出の日から、1年間とします。

2. 前項に定める有効期限の満了日の 3 か月前までに、一方の当事者から相手方に対し本契約を更新 しない旨の書面による通知がない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様と します。

第21条(契約終了時の取扱い)

理由の如何を問わず、本件サービスが終了したときは、甲および乙は、次の各号の定めに従うもの

とします。

1. 対象物

対象物については、甲が乙に対し、本件サービス終了時までに引渡方法を指示するものとし、乙はその 指示に従って甲に返却するものとします。本件サービス終了時までに、甲からの指示がない場合は、乙 はこれを任意に処分することができるものとし、処分までに要した費用及び処分費用は、甲が負担する ものとします。

2. 機密情報

本件サービスに伴って相手方から知り得た秘密情報については、相手方の選択に従って、契約終了後 直ちに返却するか、もしくは読取不能な状況にして機密抹消処理し、不保持証明もしくは機密抹消証明

を提出するものとします。 第22条 (管轄裁判所)

本件サービスおよび本約款に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(誠実協議)

本約款に定めのない事項または本約款の条項に疑義が生じた事項があるときは、甲乙誠意をもって協議 し、その解決を図るものとします。

以 上

制定日 平成23年10月1日 改訂日 平成 24 年 10 月 10 日 改訂日 令和6年12月10日

【別表1】

LM ax I		
時間外受付料	10,000 円	集配受付時間終了後のご依頼(変更・追加を含む
)で、翌営業日に集配する場合に加算されます。
		本料金は緊急集配の場合は除かれます。
集配割増料	15,000 円	お客様の集配希望日が休日にあたる場合は、
		通常集配料金に別途加算されます。
		本料金は緊急集配の場合は除かれます。
営業時間内緊急集配料	60,000 円	営業時間内にご連絡いただいた緊急のご依頼で、
		即時の集配を依頼される場合は、通常集配料金に
		別途加算されます。
営業時間外緊急集配料	70,000 円	営業時間外にご連絡いただいた緊急のご依頼で、
		即時の集配を依頼される場合は、通常集配料金
		に別途加算されます。
越境集配料	2,500 円	最寄りの保管センター以外のセンターから集配を依頼される場
		合の集配料金です。